

地震により居住できなくなった世帯に、応急仮設住宅を一時提供します。

【入居対象者】

- ・平成28年4月14日において宇城市に住所を有する方
- ・住宅が全壊または大規模半壊して居住する住宅が無い方
- ・自らの資力で住家を得ることができない方
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方
- ・熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方

【応急仮設住宅の建設場所及び戸数】

- ・松橋町曲野1624-22（当尾グラウンド） 30戸
- ・小川町南新田564-4（民有地） 20戸
- ・豊野町糸石2966（豊野グラウンド） 10戸

【入所期間】

入居後2年以内

【入居予定時期】

6月下旬（予定）

【入居後の費用】

- ・住宅使用料（家賃）・・・無料
- ・食費、光熱水費等・・・自己負担

【入居者の募集】

罹災証明書受領後、随時申請可。6月5日（日）まで（郵便は必着）。

【入所申請書受付場所】

- ・窓口：宇城市役所新館第3会議室
- ・郵送受付：〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地
宇城市役所 高齢介護課 応急仮設住宅担当

【問い合わせ先】

高齢介護課 0964-32-1406（直通）
0964-32-1111（内線1143～1147）